

商標代理監督管理規定

公布日：2022-11-01

(2022年10月27日国家市場監督管理総局令第63号にて公布され、
2022年12月1日から施行される)

第一章 総則

第一条 商標代理行為を規範化し、商標代理サービスの質を向上させ、商標代理市場の正常な秩序を維持し、商標代理業界の健全な発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』(以下、「商標法」という)、『中華人民共和国商標法実施条例』(以下、「商標法実施条例」という)及びその他の関連法律法規に基づいて、本規定を制定する。

第二条 商標代理機関は委託者の委託を受けた場合、委託者の名義で代理権限の範囲内で法に基づいて以下の事柄を行うことができる。

- (一) 商標登録出願
- (二) 商標の変更、更新、譲渡、抹消
- (三) 商標の異議申立
- (四) 商標の取消、無効宣告
- (五) 商標の再審、商標紛争の処理
- (六) その他の商標事項

本規定にいう商標代理機関には、市場主体登録機関で法に基づいて登録を受け商標代理業務に従事するサービス機関と、商標代理業務に従事する法律事務所とが含まれる。

第三条 商標代理機関と商標代理従事者は、法律法規と国家の関連規定を遵守し、信義誠実の原則に従い、職業倫理を守り、就業行為を規範化し、商標代理サービスの質を高め、委託者の合法的な権益と商標代理市場の正常な秩序を維持しなければならない。

本規定にいう商標代理従事者には、商標代理機関の責任者及び商標代理機関から派遣され商標代理業務を請け負っている当機関の職員が含まれる。

商標代理従事者は法律・紀律を遵守し、良好な信用状況を有し、品行が良好で、商標法律法規に精通し、法に基づいて商標代理業務に従事する能力を備えていなければならない。

第四条 商標代理業界組織は、商標代理業界の自律的な組織である。

商標代理業界組織は、業界の自律を厳格にし、規約の規定に従って、業界の自律規範と懲戒規則を制定し、業務訓練と職業倫理、職業規律教育を強化し、商標代理機関及び商標代理従事者が法律に基づいて規範的に代理業務に従事し、業界サービスレベルを絶

えず高めるように組織・指導しなければならない。

知的財産権管理部門は法に基づいて商標代理業界組織に対する監督と指導を強化し、商標代理業界組織が業界の自律と規範化を強化することを支援する。

商標代理機関、商標代理従事者が法に基づいて商標代理業界組織に参加することを奨励する。

第二章 商標代理機関の登録

第五条 商標代理機関は国家知識産権局が主管する商標事項の代理業務に従事する場合、法に基づいて速やかに国家知識産権局に届け出なければならない。

商標代理機関の登録有効期間は3年である。有効期間満了後代理業務を継続する必要がある場合、商標代理機関は有効期間満了の6ヶ月前までに更新の届出を行うことができる。毎回更新登録の有効期限は3年で、元の登録の有効期限が満了した翌日から計算される。

第六条 商標代理機関の登録情報には、以下のことを含む。

- (一) 営業許可証又は法律事務所の開業免許書。
- (二) 商標代理機関の名称、住所、連絡先、統一社会信用コード、担当者、非上場会社の株主、パートナー名。
- (三) 商標代理従事者の氏名、身分証明書番号、連絡先。
- (四) その他の法律法規及び国家知識産権局が規定した提供すべき情報。

国家知識産権局が政務情報共有プラットフォームを通じて取得できる関連情報は、商標代理機関に重複して提供することを要求してはならない。

第七条 商標代理機関の登録情報に変更があった場合は、実際に変更があった日又は関連主管部門が登録・承認した日から30日以内に国家知識産権局に変更登録を行い、該当書類を提出しなければならない。

第八条 商標代理機関が市場主体の登録抹消を申請した場合、登録の有効期間が満了して更新しないか若しくはこれ以降は商標代理業務に従事しないことを自ら決定した場合、営業許可証・法律事務所の開業免許書を取り消された若しくは剥奪された場合、又は国家知識産権局から商標代理業務の受理を永久に停止することを決定された場合には、処理がまだ終了していない商標代理業務を適切に処理した後に、国家知識産権局に抹消の登録を行わなければならない。

商標代理機関に前項で規定された状況が発生した場合、国家知識産権局は、商標オンラインサービスシステム、商標代理システム中に注記し、これ以降、当該商標代理機関から提出された商標代理業務申請を受理しない。ただし、商標代理業務の処理がまだ終

了していないものは除く。

商標代理機関は、市場主体の登録抹消を申請する前若しくはこれ以降商標代理業務に従事しないことを自ら決定する前、又は取り消し・剥奪決定書若しくはその商標代理業務の受理を永久に停止する旨の決定書を受け取った日から 30 日以内に、法律法規の規定と契約の合意に基づいて、処理がまだ終了していない商標代理業務を適切に処理し、商標代理変更を行うように委託者に通知、又は委託者の同意を得て、他の登録された商標代理機関と業務移転協定を締結しなければならない。

第九条 商標代理機関から提出された届出、変更届、更新届又は抹消届の資料が規定に適合している場合は、国家知識産権局は速やかに処理し、商標代理機関に通知し、法律に基づいて社会に公示しなければならない。

第三章 商標代理の行動規範

第十条 商標代理機関が商標代理業務に従事する場合、詐欺、誘惑等の不正な手段をとってはならず、国益、社会公共利益、他者の合法的權益を侵害してはならない。

商標代理機関は、その法定代表者、株主、パートナー、実際の経営管理者、上級管理者、従業員等の名義で、形を変えてその代理サービス以外の他の商標を登録出願したり、譲受したりしてはならず、別途市場主体を設立したり、それと関連関係にある市場主体を利用したりして他の方法で、形を変えて上記の行為に従事してはならない。

第十一条 商標代理機関は、積極的に管理職責を果たし、当機関の商標代理従事者の職業行為を規範化し、品質管理、利益相反審査、悪意ある出願スクリーニング、苦情処理、秘密管理、人員管理、財務管理、書類管理等の管理制度を確立し、当機関の商標代理従事者が法律法規、業界規範等を遵守する様子を監督し、問題を発見した場合は速やかに是正しなければならない。

商標代理機関は、当機関の商標代理従事者に対する職業倫理と職業規律教育を強化し、業務学習の実施を企画し、それらが業務訓練や継続教育を受けるための環境を提供しなければならない。

第十二条 商標代理機関はその住所又は経営場所の目立つ位置に営業許可証又は法律事務所の開業免許書を掲げなければならない。

商標代理機関はインターネットを通じて商標代理業務に従事する場合、そのウェブサイトのトップページ又は経営活動に従事している主ページの目立つ位置に機関名、経営場所、経営範囲等の営業許可証又は法律事務所の開業免許書に記載されている情報、及びその他の商標代理業務登録情報等を継続的に公示しなければならない。

第十三条 商標代理機関は商標代理業務に従事する場合、委託者と書面にて商標代理委託契約を締結し、法に基づいて双方の権利・義務及びその他の事項を契約しなければならない。商標代理委託契約は法律法規及び国の関連規定に違反してはならない。

第十四条 商標代理機関は商標代理業務の委託を受ける場合、利益相反審査を行わなければならない。同一の案件において利益衝突のある双方の当事者の委託を受けてはならない。

第十五条 商標代理機関は、委託者の要求に従って商標登録出願又はその他の商標の事項を法に基づいて処理しなければならない。代理手続中においては営業秘密及び個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない。

委託者が登録出願する商標に商標法に規定されている登録できない状況があるかもしれない場合、商標代理機関は、書面通知等で委託者に明確に通知しなければならない。

商標代理機関は、委託者が登録出願した商標が商標法第4条、第15条及び第32条に規定する状況に当たることを知り、又は知り得た場合、その委託を受けてはならない。

商標代理機関は、代理職責を厳格に履行し、商標法第27条に基づき、委託者から申告された事項と提供された商標登録出願又は他の商標事項手続資料を照合し、委託者に委託事項の手続の進捗状況を速やかに報告し、法律文書及び資料を送付しなければならない。正当な理由なく遅延してはならない。

第十六条 商標代理従事者は商標代理機関の割り当てに従って商標代理業務を請け負わなければならない。個人名義で自ら委託を受けてはならない。

商標代理従事者は同時に2つ以上の商標代理機関で商標代理業務に従事してはならない。

第十七条 商標代理機関が国家知識産権局に提出した関連書類には、当代理機関の公印を押印し、関係する商標代理従事者が署名しなければならない。

商標代理機関と商標代理従事者は自分が署名捺印した商標代理業務に対して責任を負う。

第十八条 商標代理機関は、請け負った業務の文書と関連資料を速やかに整理保管し、適切に管理しなければならない。

商標代理機関の記録は偽りなく、正確で、完全でなければならない。

第十九条 商標代理機関の費用徴収は、関連法律法規を遵守し、自発的、公平、合理的と信義誠実の原則に従い、経済効果と社会的公益を両立させなければならない。

第四章 商標代理の監督

第二十条 知的財産権管理部門は商標代理機関と商標代理従事者の信用ファイルを作成する。

国家知識産権局は信用ファイル情報を集約・整理し、商標代理業界の等級別・種類別の評価を実施する。地方の知的財産権管理部門、市場監督管理部門、商標代理業界組織は信用ファイル情報の収集・整理に協力しなければならない。

第二十一条 以下の情報は、商標代理機関及び商標代理従事者の信用ファイルに入力しなければならない。

(一) 商標代理機関及び商標代理従事者が行政処罰を受けた情報。

(二) 商標代理機関が監督検査を受けた情報。

(三) 商標代理機関及び商標代理従事者が商標代理業界組織に加入した情報、商標代理業界組織から懲戒を受けた情報。

(四) 商標代理機関が経営異常者リスト又は深刻な違法・信用失墜者リストに載せられた情報。

(五) その他の商標代理機関の信用状況を反映できる情報。

第二十二条 商標代理機関は国の関連規定に従って年次報告書を提出しなければならない。

第二十三条 商標代理機関は故意に知的財産権を侵害し、悪意のある商標登録出願を提出し、社会の公共利益を害し、重大な違法商標代理行為に携わり、性質が悪く、状況が深刻で、社会的被害が比較的大きく、比較的重い行政処罰を受けた場合、『市場監督管理に関する深刻な違法・信用失墜者リスト管理規則』等の関連規定に従って、深刻な違法・信用失墜者リストに掲載する。

第二十四条 知的財産権管理部門は法に基づいて商標代理機関と商標代理従事者の代理行為を監督・検査するに当たって、法に基づいて関連資料を閲覧、複製すること、当事者又はその他の案件に関連する機関と個人に問い合わせること、当事者又は関係者に対し一定期間内に関係資料をありのまま提供するよう要求すること、並びにその他の合法的・必要かつ合理的な措置をとることができる。商標代理機関と商標代理従事者はこれに協力しなければならない。

第二十五条 知的財産権管理部門は、商標代理機関が合法的に商標代理業務に従事し、サービス品質を向上させるように指導しなければならない。

商標代理法律法規違反行為が存在する商標代理機関又は商標代理従事者に対して、知

的財産権管理部門が職責に応じて面談、意見提出を行って、直ちに是正を促すことができる。

第二十六条 知的財産権管理部門は商標代理等の情報の発表と公示を担当し、市場監督管理部門との間の情報共有、摘発状況に関する通報、業務指導等の連携協力メカニズムを整備する。

第五章 商標代理違法行為の処分

第二十七条 次のいずれかに該当する場合、商標法第 68 条第 1 項第 1 号に規定する商標関連事項の対応にあたり、法的文書、印章、署名を偽造・変造し、又は偽造・変造した法的文書、印章、署名を使用する行為に当たる。

- (一) 国家機関の公文書、印章を偽造・変造した場合。
- (二) 国家機関以外の機関の法的文書、印章を偽造・変造した場合。
- (三) 署名を偽造・変造した場合。
- (四) 偽造・変造した公文書、法的文書、印章、署名であることを知り、又は知り得たにもかかわらず、依然として使用した場合。
- (五) その他の法的文書、印章、署名を偽造・変造し、又は偽造・変造した法的文書、印章、署名を使用した場合。

第二十八条 次のいずれかに該当する場合、他の商標代理機関を中傷する等の手段によって商標代理業務を誘致する行為に当たる。

- (一) 虚偽情報又は誤解を招く情報を捏造、伝播させ、他の商標代理機関の商業的名声を損なった場合。
- (二) 他者に虚偽情報又は誤解を招く情報を捏造し、伝播させるよう教唆、支援し、他の商標代理機関の商業的名声を損なった場合。
- (三) その他、他の商標代理機関を中傷する等の手段によって商標代理業務を誘致した場合。

第二十九条 次のいずれかに該当する場合、商標法第 68 条第 1 項第 2 号に規定するその他の不正な手段によって商標代理市場の秩序を乱す行為に当たる。

- (一) 委託者が詐欺若しくはその他の不正な手段で登録を出願する、又は突発的な事象、公的人物、世論の関心事等の情報を利用して、社会主義の道徳的風潮を損ない、若しくは他の悪影響を及ぼす商標の登録を悪意を持って出願していることを知り、若しくは知り得たにもかかわらず、依然として委託を受けた場合。
- (二) 商標登録及び管理に従事する人員に賄賂若しくは利益供与を行う、又は規定に違反して未公開の商標登録関連情報を取得し、関係資料の転送依頼等を行って、不当な利

益を貪った場合。

(三) 法律法規及び国家の関連従業制限の規定に違反して商標登録及び管理業務に従事していた人員を雇用し、知的財産権管理部門から告知を受けたにもかかわらずその後も、その雇用行為の是正を拒否又は先延ばしにした場合。

(四) 異なる委託者を代理して、同一又は類似商品・サービスについての同一の商標登録を出願した場合。ただし、出願時に先行商標がすでに無効になった場合を除く。

(五) 譲渡商標が悪意のある登録出願商標であることを知り、又は知り得たにもかかわらず、依然として悪意のある登録者による譲渡行為を幫助した場合。

(六) 国家機関の公式ウェブサイト、メールアドレス、電話等を詐称したり国家機関職員の名義で虚偽の情報を提供したりして公衆をミスリードした場合、又は、商標業務関連資料を委託者に提供したり費用を徴収したりして不正な利益を貪った場合。

(七) 委託者が商標権を濫用していることを知り、又は知り得たにもかかわらずその委託を受けた場合、又は、商標権者に商標権を濫用するように唆して不正な利益を貪った場合。

(八) 委託者が偽造、変造、捏造した虚偽の商標資料を使用していることを知り、又は知り得たにもかかわらず委託者を幫助し提出した場合、又は、悪意を持って委託者と共謀し虚偽の商標登録出願資料を作成、提出した場合。

(九) 架空の事実を捏造して主管部門に他の商標代理機関を通報した場合。

(十) 競争相手を排除するためにコストを下回る価格でサービスを提供した場合。

(十一) その他の不正な手段で商標代理市場秩序を乱した場合。

第三十条 次のいずれかに該当する場合、商標法第 19 条第 3 項、第 4 項に規定する行為に当たる。

(一) 委託者を代理して商標登録出願又は異議申立、無効宣告及び再審を処理したことがあり、委託者の商標が商標法第 4 条、第 15 条又は第 32 条の規定に違反したため、国家知識産権局による発効した決定又は裁定により出願拒絶、不登録又は無効宣告を言い渡されたにもかかわらず、依然としてこの委託者を代理して同一又は類似商品に同一又は類似商標の登録出願を再度提出した場合。

(二) 委託者を代理して他の商標業務を処理したことがあり、委託者の商標には商標法第 4 条、第 15 条又は第 32 条の規定に違反している状況があることを知りながら、依然として委託を受けた場合。

(三) 本規定第 10 条第 2 項の規定に違反した場合。

(四) その他の商標法第 19 条第 3 項、第 4 項に規定する行為に当たる場合。

第三十一条 次のいずれかに該当する場合、詐欺、虚偽宣伝、誤解誘引又は商業賄賂等で業務を誘致する行為に当たる。

(一) 悪意を持って他者と共謀したり架空の事実を捏造したりして、委託者が商標業務

を自分に委託するように仕向けた場合。

(二)結果を保証したり自分が代理した業務の成功率を誇張したりして、委託者を誤解に導いた場合。

(三)栄誉、資格を偽造又は変造して、公衆を欺瞞し、誤解に導いた場合。

(四)窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又は他の不正な手段で商標情報を取得したり、上記手段で取得した商標情報を開示、使用、他者への使用許諾をしたりして、取引の機会を得ようとした場合。

(五)非正常な方法を通じて商標手続を加速させたり、又は商標手続の成功率を高めたりすることができることを明示又は暗示した場合。

(六)財物供与又は他の手段で機関又は個人に賄賂を贈ることで、取引の機会を得ようとした場合。

(七)その他の不正な手段で商標代理業務を誘致した場合。

第三十二条 次のいずれかに該当する場合、商標法実施条例第 88 条第 3 項に規定する同一商標案件において利益衝突のある双方当事者から委託を受ける行為に当たる。

(一)商標異議申立、取消、無効宣告案件又は再審、訴訟手続において双方の当事者の委託を受けた場合。

(二)委託者を代理して商標登録を出願したことがあり、また他者を代理して同一商標に対して商標異議申立、取消、無効宣告を請求した場合。

(三)その他、同一案件において利益衝突のある双方当事者から委託を受けた場合。

第三十三条 商標代理機関はインターネットを通じて商標代理業務に従事するに当たり、次のいずれかの行為があれば、『中華人民共和国独占禁止法』『中華人民共和国反不正競争法』『中華人民共和国価格法』『中華人民共和国広告法』等の法律法規に規定がある場合にはその規定に従い、規定がない場合には市場監督管理部門より警告を与えられ、5 万元以下の罰金を科せられ、状況が深刻な場合は、5 万元以上 10 万元以下の罰金を科せられる。

(一)顧客資源、プラットフォームデータ、その他の経営者の商標代理サービスにおける依存度等の要因を利用して、悪意を持って競争相手を排除した場合。

(二)ユーザー評価を捏造し、業務量を偽造する等して虚偽又は誤解を招く商業宣伝を行い、委託者を欺瞞し、誤解に導いた場合。

(三)電子侵入、無断プラグイン等により、商標オンラインサービスシステム、商標代理システム等の正常な運用に影響を与えた場合。

(四)インターネットを通じて重大な悪影響を有する商標を展示した場合。

(五)その他のインターネットを通じて行われる違法商標代理行為。

第三十四条 市場監督管理部門は商標法第 68 条の規定に基づいて商標代理機関の違

法行為を摘発した後、関連規定に従って調査処分状況を国家知識産権局に通報する。国家知識産権局は通報を受け、又は商標代理機関に商標法第 68 条第 1 項の行為が存在することを発見し、状況が深刻な場合は、法に基づいて商標代理業務の受理を 6 ヶ月以上、最長で永久に停止する決定を下し、公告することができる。

商標代理違法行為により、2 年以内に 3 回以上の行政処罰を受けた場合、前項に規定する状況が深刻な場合に当たる。

商標代理機関が商標代理業務の受理を停止された場合は、商標代理業務の受理を停止されている期間中、又は本規定第 8 条第 3 項の規定により処理がまだ終了していない商標代理業務を適切に処理していない場合は、当該商標代理機関の責任者、直接担当者、及び管理責任を有する株主、パートナーは新たに商標代理機関の責任者、株主、パートナーを務めてはならない。

第三十五条 国家知識産権局が下した商標代理機関による商標代理業務の受理を停止する決定は期間限定のものであり、期間が満了し、かつ違法行為が是正された場合は、当該商標代理機関による業務の受理を再開し、公告を行う。

第三十六条 商標代理業務に従事する商標代理機関は、法に基づいて届出、変更の届出、更新の届出又は抹消の届出を行っていない場合、処理がまだ終了していない商標代理業務を適切に処理していない場合、又は本規定第 15 条第 4 項の規定に違反して委託者の利益を侵害したり商標代理市場の秩序を乱したりした場合には、国家知識産権局が通報し、商標代理機関信用ファイルに記入する。

商標代理機関に前項で述べた状況がある場合、市場監督管理部門が期限を定めて是正を命じる。期間が満了しても是正しなかった場合は、警告を与え、状況が深刻な場合は、10 万元以下の罰金を科す。

第三十七条 知的財産権管理部門は内部監督制度を整備し、商標登録と管理業務に従事する人員が法律法規を執行する状況と規律を遵守する状況に対して監督・検査を強化しなければならない。

商標登録と管理に従事する人員は、公正な法執行、廉潔自律、忠実な職務履行、文明的なサービスを実行しなければならない。商標代理業務に従事したり、規定に違反して営利活動に参加したりしてはならない。商標登録と管理に従事する人員の離職後の就労制限は、『中華人民共和国公務員法』等の法律法規及び国の関係規定に従い又は参照にする。

第三十八条 商標登録と管理に従事する人員は、職務怠慢、職権乱用、徇私舞弊（訳注：不正なことをして、法律等を捻じ曲げることで、それを正しいことにすること。）を行い、商標登録事項及びその他の商標事項を不法に処理し、商標代理機関又は商標代

理従事者の財物を受け取り、不当な利益を得た場合、法に基づいて処理しなければならない。犯罪が成立した場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第三十九条 知的財産権管理部門は法律違反・規律違反行為に関連する商標に対して、商標法及び関連する法律法規に基づいて厳格に審査と監督管理を行い、直ちに処理しなければならない。

第四十条 法律法規に商標代理機関の経営活動の違法行為の処理について別途規定がある場合、その規定に従う。

第四十一条 法律事務所と弁護士は商標代理業務に従事するに当たって、法律法規や本規定を遵守するほか、国の他の関連規定を遵守しなければならない。

第四十二条 本規定第2条に規定する商標代理機関を除き、他の機関や個人が本規定に違反して商標代理業務又は商標代理業務に関するその他の活動に従事した場合、本規定を参照して処理する。

第四十三条 本規定は2022年12月1日から施行する。

出所：

2022年11月1日付け 国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/1/art_75_180073.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。